

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：港湾法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 45 号）

規制の名称：(1)港湾区域内水域等の占用に係る公募方式の導入（港湾法第 37 条の 3～第 37 条の 10 等）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：港湾局海洋・環境課

評価実施時期：令和 4 年 1 月 2 6 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点（平成 28 年 2 月）では、再生可能エネルギーの普及促進に寄与するものとともに長期的な収益事業である風力発電の導入に向けた気運が高まっていた。洋上風力発電施設等の大規模施設を港湾区域内水域等に設置するニーズを踏まえた港湾の適正な管理を図ることが求められる一方で、その制度環境が整っていない状況であった。そのため、港湾管理者が港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るために、洋上風力発電施設等については当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定できる制度（以下「占用公募制度」という。）を創設した。

事前評価後、令和 2 年 12 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされるなど、洋上風力発電に対する社会の期待や関心は更に高まっている。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、占用物件の占用期間中における維持管理の方法や占用料等の諸事項を総合的に評価できないことによる公共の利益の増進に資する機会の喪失や港湾の保全が確保されない可能性が想定されていたところ、事前評価後、洋上風力発電に対する社会の期待や関心は更に高まっており、洋上風力発電に参入しようとする事業者も増加していくと想定されることから、事前評価時にベースラインとして想定した事態に対する懸念は一層強まっている。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後、令和 2 年 12 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに経済波及効果が期待されることから再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされるなど、洋上風

力発電に対する社会の期待や関心は更に高まっており、洋上風力発電に参入しようとする事業者も増加していくと想定されることから、占用公募制度の必要性は事前評価時点よりもさらに高まっている。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

本法律が施行された平成 28 年 7 月以降、占用公募制度に基づく公募が 2 件実施されたところ、「公募占用計画の提出を行なおうとする者がその提出を行う場合に要する費用」が実際に発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

その具体的な額については、港湾管理者が定める公募占用指針の内容に応じて計画の内容が変わるため、一律に示すことは困難である。

これに加え、事前評価時点では、「条例等で定める占用料の額よりも占用料が高くなる場合に要する費用」を想定していたところ、2 件の公募のいずれも、条例等で定める占用料の額と公募による占用料の額は同一であったため、費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

本法律が施行された平成 28 年 7 月以降、占用公募制度に基づく公募が 2 件実施された。事前評価時に想定していた「公募占用指針の作成に要する費用」や「占用予定者の選定に要する費用」は一定程度発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、具体的な額については、各港湾の状況によって、公募プロセスや提出された公募占用計画の内容が異なっており、それに応じて費用は変わるため、定量的な把握は困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

本法律が施行された平成 28 年 7 月以降に実施された 2 件の公募はいずれも 2 者以上が公募に参加しているところ、当該規制により占用予定者の選定の公平性・透明性の確保につながった。また、通常、占用期間が 1～5 年程度であるところ、公募占用計画の認定を受けることにより、公募占用計画の認定の有効期間が最大 20 年（港湾法の一部を改正する法律（令和元年法律第 68 号）により、現在は最大 30 年）まで得られ、占用予定者の地位が法的に安定し、港湾区域内水域等の有効活用に寄与した。これらの効果については、いずれも事前評価時に想定したものと乖離はないが、定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり当該規制の新設の効果を定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

本法律が施行された平成 28 年 7 月以降、占用公募制度に基づく公募が 2 件実施されており、また、令和 2 年 12 月に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに経済波及効果が期待されることから再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされるなど、洋上風力発電に対する社会の期待や関心は更に高まっており、洋上風力発電に参入しようとする事業者も増加していくと想定されることから、占用公募制度の必要性は高まっている。

当該規制にかかる費用として、公募占用計画の提出を行なおうとする者がその提出を行う場合に要する遵守費用や、港湾管理者が公募占用指針の作成や占用予定者の選定に要する行政費用が一定程度発生しているものの、多大な費用ではないと考える。

一方、当該規制の新設に係る効果として、占用予定者の選定の公平性・透明性の確保や占用予定者の地位が法的に安定することを通じ、国民共有の財産である港湾区域内水域等の有効活用に寄与するという効果が発生している。副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

費用については一定程度発生しているが、港湾区域内水域等の有効活用を通じ、公共の利益の増進や港湾の保全が図られており、当該規制の効果は費用を上回ると考えられる。今後もカーボンニュートラルの実現に向けた洋上風力発電の促進に対応しつつ、公共の利益の増進や港湾の保全を図る必要があることから、当該規制を継続することが妥当である。

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：港湾法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 45 号）
規制の名称：(2) 港湾協力団体制度の創設（港湾法第 41 条の 2～第 41 条の 6）
規制の区分：新設、改正（拡充、~~緩和~~）、廃止
担当部局：港湾局産業港湾課
評価実施時期：令和 4 年 1 月 2 6 日

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点（平成 28 年 2 月）では、港湾において近年高まりつつある民間団体等による活動を加速・支援し、確たるものとするため、また、増加する港湾管理者の負担を軽減するためにも、港湾の管理等の実施体制の更なる強化を図っていく必要があった。そのため、港湾の管理等に係る活動を行う民間団体について、港湾協力団体として指定し、指定団体が港湾管理業務を実施する場合に、港湾管理者との協議が成立することをもって占用の許可とみなす規制緩和を行い、これら団体の手続きに係る事務負担を軽減し、官民連携による港湾の管理等の促進を図った。事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。港湾協力団体制度の創設後、指定された団体数は年々増加しており、港湾における民間団体の活動は引き続き活発化・多様化しているところである。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時点では、港湾において、地域住民の交流や観光振興による地域活性化に向けた取組や、クルーズ船受け入れのためのイベントなど、民間団体等による自主的な活動が全国的に活発化していた一方、これらの多様化する港湾活動に港湾管理者がきめ細やかに対応することは、限られた人員等では困難な状況になっていた。そのような中、仮に本規制緩和が講じられなかった場合、民間団体が港湾の管理等に資する活動を行う場合にも、他の者と同様に、港湾区域内水域等の占用の許可の手続が必要とされ、円滑な活動の支障になるとともに、港湾における官民連携促進が図られないという懸念をベースラインとして想定していた。事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、港湾における民間団体の活動は引き続き活発な状況にあり、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

事前評価後、港湾協力団体として指定された民間団体数は年々増加しており、港湾における民間団体の活動は引き続き活発化・多様化しているところである。一方で、限られた人員等で港湾管理者がこれらの活動にきめ細やかに対応することは困難であるという状況は継続しており、事前評価時に想定していたベースラインに変化はない。

これを踏まえ、民間団体等による自主的な活動を加速・支援し、確たるものとするため、また、増加する港湾管理者の負担を軽減するためにも、港湾の管理等の実施体制の更なる強化を図っていくことが引き続き重要である。よって、当該規制の緩和について、事前評価時に想定した必要性に変化はない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

事前評価時点において遵守費用として、「港湾協力団体の指定を申請するための費用」及び「協議の資料準備等における費用」を想定している。港湾協力団体制度の創設後、令和3年9月末時点までに43団体が指定されており、想定通りの費用が発生している。占用期間や範囲等により必要となる協議内容や書類等が異なることから、一律の定量化は困難であるが、ある港湾協力団体では、「港湾協力団体の指定を申請するための費用」について、1申請当たり作業時間8時間、作業人数1人が必要であったことから20,560円、「協議の資料準備等における費用」について、1協議当たり作業時間4時間、作業人数1人が必要であったことから10,280円の費用が生じていると推定される。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）＝港湾協力団体担当者の時給
4,331,000円÷1,685時間＝2,570.33≒2,570（円/時間）

（担当者の時給（円/時間））×（港湾協力団体の指定を申請するために掛かる時間（時間））×（担当者の人数）＝港湾協力団体の指定を申請するための費用

2,570×8×1＝20,560（円）

（担当者の時給（円/時間））×（協議の資料準備等に掛かる時間（時間））×（担当者の人数）＝協議の資料準備等における費用

2,570×4×1＝10,280（円）

（※）平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和2年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和2年）による。

⑤ 「行政費用」の把握

事前評価時点において行政費用として、「港湾協力団体の指定に要する費用」、「協議への対応に要する費用」を想定している。港湾協力団体制度の創設後、令和3年9月末時点までに43団体が指定されており、想定通りの費用が発生している。遵守費用同様、一律の定量化は困難であ

るが、ある港湾管理者では、「港湾協力団体の指定に要する費用」について、1 指定当たり作業時間 8 時間、作業人数 1 人が必要であったことから 22,840 円、「協議への対応に要する費用」について、1 協議当たり作業時間 2 時間、作業人数 1 人が必要であったことから 5,710 円の費用が生じていると推定される。

地方公務員（一般行政職員）の給与月額合計÷月間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝港湾管理者担当者の時給

400,860 円÷140.4 時間＝2,855.13≒2,855（円/時間）

（担当者の時給（円/時間））×（港湾協力団体の指定に要する時間（時間））×（担当者の人数）＝港湾協力団体の指定に要する費用

2,855×8×1＝22,840（円）

（担当者の時給（円/時間））×（協議の対応に要する時間（時間））×（担当者の人数）＝協議への対応に要する費用

2,855×2×1＝5,710（円）

（※）地方公務員（一般職員）の給与月額合計については、総務省「地方公務員給与実態調査」（令和 2 年）、月間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和 2 年）による。

⑥ 効果（定量化）の把握

当該規制緩和が、民間団体等による港湾の管理等に関わる活動への支援となっていること及び港湾管理者の負担の軽減に寄与していることから、事前評価時の想定と内容にかい離はない。

なお、実際に当該規制緩和により軽減された民間団体の手続きの負担額や、港湾管理者における港湾管理活動の作業負担額については、港湾協力団体の規模や港湾の規模、活動内容等、多数の要素が複合的に影響するため、当該規制緩和の効果として定量的な把握は困難であるが、港湾協力団体制度の創設後、全国の 33 港湾において 43 団体が指定されており、これら港湾においては、港湾管理者が港湾管理に要する負担の軽減や、港湾協力団体が活動を行うにあたっての許可申請手続きの事務負担の軽減を通じ、港湾の管理等の実施体制の強化や港湾における官民連携の進展につながっている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記⑥のとおり当該規制の緩和の効果については定量的に把握することは困難であることから、金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の緩和による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

事前評価時に想定した課題は現在も継続しており、ベースラインについても社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため変化がなく、当該規制の緩和を継続する必要性が認められる。

当該規制の緩和において、一定の遵守費用及び行政費用が発生しているものの、民間団体等による港湾の管理等に関わる活動への支援となっていること及び港湾管理者の港湾管理に要する負担の軽減が図られていることを通じ、港湾の管理等の実施体制の強化や港湾における官民連携の進展といった効果をあげているところ。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。

以上により、当該措置は継続することが妥当である。